＜報道関係各位＞　　令和２年５月２６日

関市市民健康課

令和２年度新規事業！

がん患者医療用ウィッグ購入費用の一部を助成します

関市は、がん患者の方の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成する制度を令和２年度より開始しました。

助成の対象となる医療用ウィッグとは？

がんの治療中やがん治療を過去に受けていた患者様が着用する全頭用ウィッグ（かつら）のことです。治療により肌が敏感になるため、素肌に優しい素材をベースに使用した、脱毛による毛量の変化に対応できるウィッグ、装着に必要な頭皮保護用のネットの購入費用も含みます。

助成の対象となる方と助成内容

●助成の対象

以下の要件を全て満たす方

1．令和２年４月以降に購入された方
2．ウィッグを購入した日及び申請時に関市に住所がある方
3．がんの治療を受けた方または現在受けている方
4．岐阜県がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付を受けた方
5．市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他、市に納付すべき金銭を滞納していない方

●助成内容

・ウィッグ等の購入費用の２分の１
（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額、１万円を上限）
・助成金の交付は１人につき１回
・ウィッグを購入した日の属する年度の末日までに申請してください。

〈本リリースに関する報道関係の方からの照会先〉
市民健康課（保健センター）　日ノ出町一丁目３番地３
TEL：0575-24-0111　FAX：0575-23-6757（直通･FAX専用）